

東京都板橋区建設工事等指名事業者選定基準

(昭和60年8月20日区長決定)

(目的)

第1条 この基準は、東京都板橋区契約事務規則(昭和53年板橋区規則第21号。以下「規則」という。)第29条の規定に基づき、東京都板橋区(以下「区」という。)が発注する建設工事、設計、測量及び地質調査委託に関し、事業者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札(希望制(公募型)指名競争入札を含む。以下同じ。)の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名事業者の選定の判断事項)

第2条 区は、指名競争入札に参加する資格を有する事業者につき、次に掲げる事項を調査し、発注しようとする案件(以下「発注案件」という。)について次条により選定を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 既発注案件の履行成績
- (4) 発注案件履行についての技術的適性
- (5) 発注案件における地理的条件(事業所の所在地等)
- (6) 指名及び受注の状況
- (7) その他発注案件に対する履行能力

(指名事業者の選定方法)

第3条 区は、おおむね別表1に定める基準に従い、発注案件の予定価格の区分に対応する格付等級に該当する事業者のうちから指名事業者を選定するものとする。ただし、発注案件の性質又は目的によっては格付等級順位又は経審点を用いた選定を行うことができる。

2 区は、前項に規定する事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、他の事業者に優先して選定することができる。

- (1) 発注案件が既発注案件又は他官公庁発注案件(履行中のものに限る。)と関連する場合の既発注案件の履行事業者
- (2) 既発注案件の履行成績が優秀な事業者
- (3) 区内に本社又は主たる営業所を有する事業者(以下「区内事業者」という。)
- (4) 区内優良建設業者褒章要綱により褒賞を受けた事業者

3 区は、次に掲げる場合は、第1項に規定する事業者以外のうちからも指名事業者を選定することができる。

- (1) 事業者が前項各号のいずれかに該当する事業者であるとき。
- (2) 発注案件が高度の技術又は困難を伴う案件であるとき。
- (3) 別表1に定める発注案件の予定価格の区分に対応する格付等級の上限若しくは下

限に近い事業者であるとき。

- (4) 特に緊急を要する工事であるとき。
- (5) 遠隔地の工事であるとき。
- (6) その他発注案件の性質又は目的により、第3条第1項又は第2項の規定により難しいものであるとき。

(指名事業者の選定の制限)

第4条 区は、指名事業者の選定に当たっては、次に掲げる事業者は選定の対象としない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項により準用する同令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当すると認められる事業者

- (2) 次のいずれかに該当する事業者

ア 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の事業者

イ 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中の事業者

ウ 区発注の工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約を誠実に履行しない事業者

エ 区発注の測量設計及び地質調査委託契約に基づく委託関係者に対する指示要求に従わないこと等委託契約を誠実に履行しない事業者

オ 区発注の工事請負契約又は測量、設計及び地質調査委託契約につき、下請契約関係が不適切であることが明確である事業者

カ アからオまでに掲げるもののほか、不誠実な行為をする事業者

- (3) 建設業法に定める監理技術者又は主任技術者を設置できない事業者(工事の場合に限る。)

- (4) 直近の履行成績が不良であった事業者

- (5) 経営状況が著しく不健全である事業者

- (6) 発注案件と同種の契約を区を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注案件が不履行となるおそれがあると認められる事業者

- (7) 区が事前に発注案件に応じて公表する申込資格を満たさない事業者

- (8) 前各号のほか、第2条の各号を調査した結果、指名することが不適当と認められる事業者

(選定事業者数)

第5条 選定する事業者数はおおむね別表2のとおりとする。ただし、発注案件の性質又は目的により別表2に掲げられた事業者数を選定することができない場合及び希望制(公募型)指名競争入札において事業者を選定する場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、指名事業者選定基準に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この基準は、昭和60年10月1日から実施する。

付 則

この基準の改正は、平成6年4月1日から実施する。

付 則

この基準の改正は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この基準の改正は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この基準の改正は、平成26年10月1日から実施する。

別表1 選定基準

種別	予定価格の区分 (1件あたり)		格付等級
	1	2	
土木	1	1億円以上	A又はB
	2	4,000万円から1億円未満	A又はB又はC
	3	2,000万円から4,000万円未満	B又はC又はD
	4	500万円以上2,000万円未満	C又はD又はE
	5	500万円未満	C又はD又はE又は格無
建築	1	7,000万円以上	A又はB
	2	2,000万円から7,000万円未満	A又はB又はC
	3	1,000万円から2,000万円未満	B又はC又はD
	4	500万円から1,000万円未満	C又はD又はE
	5	500万円未満	C又はD又はE又は格無
設備	1	3,000万円以上	A又はB
	2	1,000万円から3,000万円未満	B又はC
	3	500万円以上1,000万円未満	B又はC又はD
	4	500万円未満	B又はC又はD又は格無

格付等級を定めていない業種については、案件の規模・性格等により、発注案件ごとに定める。

別表2 選定事業者数

標準金額 (一件あたり)	事業者数
500万円未満	4社以上
500万円以上 1,000万円未満	5社以上
1,000万円以上 2,000万円未満	6社以上
2,000万円以上 4,000万円未満	7社以上
4,000万円以上 7,000万円未満	9社以上
7,000万円以上	12社以上